令和2年度文化経済戦略推進事業実施委託業務仕様書

1. 趣旨・事業概要

本事業は、文化を起点に産業等他分野と連携した創造的活動によって新たな価値を創出し、その新たな価値が文化に再投資され持続的な発展につながる「文化と経済の好循環」の 実現に向けた実証を行うものである。

前年度に実施した調査や先行的に実施した事業の結果からは、企業側には文化芸術(特に、現代アート)を事業に取り込みたいというニーズがあり、一定の効果があることも推察されたものの、そもそもアーティストと協業する機会が少ないことや、企業内での支持を得るための説得に有効な指標等が存在しないことなど、複数の問題点が明らかとなった。

そこで、今年度の事業では、企業と文化芸術の共創の具体的な機会を創出するとともに、企業等の文化芸術への投資及び文化を起点とした創造的活動を増大させることに資する評価手法の調査・実証を行う。併せて、金融機関等による投資促進に向けた調査等を行い、アートと企業の共創の機会が持続的に作り出される環境を整備し、課題発見や手法開発等における効果がビジネス領域において認知され、文化の社会的価値が浸透することを目指した検証、評価システムの検討等を行う。

2. 業務内容

- (1) アーティストと企業の共創事業の実施(1~2件程度)
- (2) アート×ビジネスに関連した、公開によるプレゼンテーションイベントの実施 (年1回程度)
- (3) アーティストによる企業向けワークショップの開催等、アーティストと企業・ 起業家のネットワーク化を促す場の提供(年1~2回程度)
- (4) (1) で実施する事業等,企業による文化芸術への投資による事業の社会的 インパクト測定・評価のスキーム調査及びその実証(3~5件程度),一般へ の公開に向けた検討
- (5) アート×ビジネスに関連した事業等への民間資金の投資を呼び込むための調査 及び具体的な事業化の検討(各1件以上)
- (6) 本事業に関するウェブサイトの構築および PR 業務
- (7) (1) ~ (6) の事業実施にあたって、事業を推進する専門家によるワーキンググループ (6名程度) の運営事務
- ※複数業務の同時提案も可とする。

3. 委託内容

- (1) 本事業に関する事務局等業務
- (2) 本事業の実施に関する業務

- (3) 本事業の成果及び効果の定量的・定性的分析に関する業務
- (4) その他上記(1)から(3)の業務に付随する必要な業務

4. 事業報告書

- (1) 事業の進捗については、文化庁に随時報告するとともに、報告書を提出すること。
- (2) 報告書は本仕様書及び「文化庁委託業務実施要項」,契約書及び担当官の指示に従って作成すること。

5. 著作権,成果物等の取扱い

- (1) 本事業の実施に当たり発生した著作権、成果物等については、原則として文化庁に帰属するものとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては、著作権、成果物等の保護に十分配慮するものとする。

6. 成果物

報告書・・・紙媒体10部(簡易冊子で可), 電子媒体2部

- 7. 成果物の納入期限・場所
- (1)納入期限 令和3年3月31日
- (2)納入場所 〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2 文化庁文化経済・国際課